

## 用語解説

## ○ ラスパイレス指数

19世紀後半にドイツの統計学者ラスパイレス氏が提唱した指数で、他にも物価指数の算定などで幅広く用いられています。

国家公務員と地方公務員の給与水準の比較に用いる場合には、国家公務員の給料月額を100とした場合の地方公務員の給与水準を指数で示すものとなります。

## (算定方法)

国と地方公共団体の職員構成を学歴別、経験年数別に区分し、地方公共団体の職員構成が国の職員構成と同一と仮定して算出します。

具体的には、地方公共団体の仮定給料の総額(地方公共団体の学歴別、経験年数別の平均給料月額に国の職員数を乗じて得た総和)を国の実給料の総額で除して得るものです。

## (算定例)

(単位:人、百円)

区分	比較元(国)		比較対象 (市町村) 平均給料 C	A × B	A × C
	職員数 A	平均俸給 B			
大学卒	～1年	1,500	1,700	1,800	2,550,000
	1～2年	1,800	1,800	1,800	3,240,000
	2～3年	1,700	1,900	2,000	3,230,000
	3～5年	5,000	2,100	2,000	10,500,000
	⋮				
短大卒	～1年	300	1,600	1,700	480,000
	1～2年	200	1,700	1,800	340,000
	⋮				
	高 校 卒	～1年	600	1,600	1,700
中 学 卒	～1年	100	1,500	1,600	150,000
	⋮				
	計	16,800			32,175,000
				D	E

$$E \div D \times 100 = 99.7$$

## ○ 市町村の平均ラスパイレス指数

学歴別、経験年数別の区分ごとに県内市町村の合計職員数及び平均給料(職員数による加重平均)を求め、国とラスパイレス比較を行うことにより求めるものです。したがって、各市町村のラスパイレス指数の単純平均ではありません。

## ○ 地域手当

平成18年度からの給与構造改革の中で、地域の民間賃金がより適切に反映されるよう、給料水準の引下げを行い、民間賃金が高い地域では地域間調整を図るための手当として地域手当が創設されました。

(国家公務員における地域手当の指定基準)

都道府県を基本単位として、厚生労働省の賃金構造基本統計調査による賃金指数により、地域手当の支給地域と支給割合が定められています。

なお、都道府県庁所在地及び人口20万人以上の市が、当該地域のみで指定基準を当てはめると都道府県単位よりも高い支給割合となる場合には、都道府県単位とは別の支給割合が個別に設定されます。

## ○ 地域手当補正後ラスパイレス指数

国において、現行のラスパイレス指数を補完するものとして考案した指数であり、その算式は次のとおりです。都道府県については、分母を「1+国の指定基準に基づく地域手当の都道府県職員への加重平均支給率」として算出されます。神奈川県においても、この算式により算出したものを参考として公表しています。

なお、市町村ごとに地域手当の支給率が異なるため、地域手当補正後ラスパイレス指数の市町村平均を算出することはできません。

(算式)

$$\text{「地域手当補正後ラスパイレス指数」} = \frac{\text{現行ラスパイレス指数} \times \frac{1 + \text{当該団体の地域手当支給率}}{1 + \text{国の指定基準に基づく地域手当支給率}}}{1}$$

(例) 現行ラスパイレス指数が98.0、当該団体の地域手当支給率が10%、  
国の指定基準に基づく支給率が3%の場合、

$$98.0 \times (1+0.1) \div (1+0.03) = 104.7 \text{ となります。}$$